

## 令和 2 年度文化芸術活動補助金募集要項

補助の目的	新型コロナウイルス感染症の影響により活動の制限を受けている市内の文化芸術団体、個人及び民間文化施設が、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じ、文化芸術活動を継続、実施することを支援するため、必要経費の一部を助成するもの。
補助対象者	(1) 文化芸術団体 八戸市内に本拠を有する文化芸術団体 (2) 個人 八戸市内に住所があり、文化芸術活動を行っている個人 (3) 民間文化施設 八戸市内の民間文化施設（ホールやライブハウス、美術館等） ※対象者は以下の条件に該当する者であることが必要です。 ・市内に住所を有する個人及び施設、又は市内に本拠を有する文化芸術団体 ・事業を完遂できること ・直近 3 か年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していないこと
補助対象事業	新型コロナウイルス感染防止対策として、新しい生活様式に対応した取組や活動であり、広く市民に文化芸術の鑑賞や体験、学び等の機会を提供する事業、同じく機会の提供を可能にするために必要な文化施設の環境整備、文化芸術活動者（団体）の活動継続のために必要な取組であること。 【例】・ライブや舞台などのウェブ等での映像配信 ・三密回避のための施設整備や来場者検温のための備品購入 ・リモート教室などの取組
事業期間	令和 2 年 10 月 12 日～令和 3 年 3 月 31 日までに完了する事業。
審査の基準	① 妥当性 補助の目的や対象に合致しているか ② 計画性 目的、内容、規模、体制が明確かつ適切であり、実現可能であるか
補助対象経費	事業の実施に直接かかる経費。ただし、当該事業にかかる収入がある場合は、その金額を差し引いた額を補助対象経費とする。（補助対象経費が 20,000 円未満の場合は対象外。） ※1 在庫となるようなマスクや消毒液の購入は対象外です。 ※2 対象経費の確認のため交付申請書に見積書（用意できるもののみで結構です。）、実績報告書に領収書を添付して頂きます。
補助金の額	対象経費又は 200,000 円のいずれか低い額以内の額 ※ 補助対象経費が 20,000 円未満の場合は対象外となります。
応募方法	次に掲げる書類を提出してください。 (1) 交付申請書（第 1 号様式） (2) 団体（施設）概要書（第 2 号様式） (3) 事業計画書（第 3 号様式） (4) 収支予算書（第 4 号様式） (5) 構成員名簿（団体のみ） (6) 住民票の写し（団体の場合はその代表者のもの） (7) 納税証明書（団体の場合はその代表者のもの） (8) これまでの文化芸術活動実績がわかる書類（チラシ等） (9) その他市長が必要と認める書類 ※（6）（7）について、市が公簿により、市民であること、市税に未納の額がないことを確認することに同意いただける場合は、添付を省略できます。（申請書にある「添付書類省略に係る同意について」に記入が必要です。） ▼申請書様式等は、市ホームページ（ <a href="http://www.city.hachinohe.aomori.jp/">http://www.city.hachinohe.aomori.jp/</a> ）からダウンロードできます。

申請受付期間	令和2年10月12日（月）から令和3年2月26日（金）必着分まで ※ 200,000 円の場合で 15 件分です。
交付決定	先着順に内容を審査し、結果は文書にてお知らせします。
実績報告	事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第9号様式）を提出していただきます。 ※ 添付書類 （1）収支精算書（第4号様式） （2）その他（領収書・写真・チラシ・パンフレット、新聞記事等）
補助金の交付	実績報告書の提出を受けて補助金の額を確定した後、交付します。 ただし、補助事業者から申請があり必要があると認められる場合は、概算払いにより交付します。
補助金の精算 ※概算払いの場合	実績報告書の提出を受けて補助金の額を確定した後、確定した額を超えて補助金を交付していた場合は補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。
その他	（1）事業を変更（中止）等する場合は必要書類を提出していただきます。 （2）応募書類・資料等は返却いたしませんので御了承願います。 （3）本申請に要した費用は、申請者の負担とさせていただきます。 （4）本補助金と同様の趣旨の補助金の交付を受けている（受ける予定）場合は申請できません （5）補助金の交付回数は、補助対象者あたり1回限りです。（重複申請不可） （6）申請者から取得した個人情報については、適切に管理し、当該事業への対応以外に使用することはありません。 （7）事業実施者（団体）、実施状況、実施結果等について、ホームページ等で公開する場合があります。
<p>▼申請・問合せ先 八戸市 まちづくり文化スポーツ部 まちづくり文化推進室 文化推進グループ（市庁別館6階） 住所：〒031-8686 八戸市内丸1-1-1 電話：0178-43-9156（直通） 受付時間：8時15分から17時00分まで（土・日・祝日は除く。）</p> <p>▼申請方法 直接持ち込み、または、郵送のいずれか。</p>	